

議案第56号

権利の放棄（鳥取県農業改良資金貸付金償還金及び違約金）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 権利放棄の内容

平成7年8月25日に貸し付けた鳥取県農業改良資金貸付金に係る未償還額及び違約金の請求権について権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

貸付金3,202,000円のうち2,727,949円の未償還額及びこれに対する違約金

3 相手方

甲（債務者） 東伯郡琴浦町 個人

乙（連帯保証人） 東伯郡琴浦町 個人

丙（連帯保証人） 東伯郡琴浦町 個人

丁（相続人） 東伯郡琴浦町 個人

4 理由

債務者甲並びに連帯保証人乙及び丙が死亡し、連帯保証人乙の相続人丁以外の相続人は全員が相続放棄している。また、相続人丁の裁判所による免責許可決定が確定し、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。